

指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日 令和 5 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 3 1 日)

整理 番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
1	悠紀建設(株)	京都府城陽市	令和 5 年 11 月 16 日 ～ 令和 5 年 12 月 15 日 (1 箇月)	不正又は不誠実な行為 (別表第 2 第 4 項(9))	令和 5 年 11 月 1 日に開札した令和 5 年度桜が丘三丁目集会所改修工事の電子入札において、事前公表の予定価格を上回る入札書を提出したことにより、精華町契約規則（平成 15 年規則第 28 号）及び精華町工事等競争入札心得に違反したため。	工事
2	京都土木(株)	京都市伏見区	令和 6 年 3 月 4 日 ～ 令和 6 年 7 月 3 日 (4 箇月)	建設業法違反 (別表第 2 第 6 項(2)イ 及び(4)ア)	完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果（令和 4 年 3 月 31 日審査基準日）を複数の発注者（京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局）に提出して入札参加資格を得ていたことがわかり、京都府知事から営業停止処分を受けたため。また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していたため、京都府知事から指示処分を受けたため。	工事